

当麻町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

(目的)

第1条 当麻町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、経済産業省資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を補完するものとして、当麻町における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し、設置者が主体的に遵守すべき事項や必要な手続き等を定めることにより、当麻町民の安全・安心、良好な景観及び自然環境を確保するとともに、秩序ある再生可能エネルギー事業の実施を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は事業の承継若しくは分譲により発電事業を行う者をいう。

(2) 発電設備

再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその附帯設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。

(3) 発電事業

再生可能エネルギー発電設備における発電及び売電事業をいう。

(4) 発電出力

再生可能エネルギー発電設備において、単位時間当たりに発電できる最大の出力をいう。なお、太陽光発電設備においては、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の値をいう。

(5) 近隣関係者等

設置区域に隣接して居住する者（事業を営む者を含む。）及び町内会等の地域団体、発電設備の設置及び発電事業により特別に影響を受けるおそれがある場所に居住する者（事業を営む者を含む。）又は設置区域に隣接する土地（空き家、農地、山林等を含む。）の所有者及び耕作者等をいう。

(対象設備)

第3条 本ガイドラインの対象となる設備は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する「再生可能エネルギー源」のうち太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを活用した事業に供する発電出力が10キロワット以上の発電設備における新設、増設、大規模な改修等を対象とする。ただし、太陽光発電設備のうち、建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは除く。

(対象地域)

第4条 本ガイドラインの対象となる地域は町内全域とする（事業区域が他の市町村にまたがる場合を含む）。事業者は、計画地を選定する場合等は、事前に国、道又は町の担当部局と協議を行うものとする。別表第1で示した区域については、法規制に該当するか否かに関わらず、事業計画が周辺的生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電設備の設置における配慮事項)

第5条 事業者は、災害の防止、生活環境の保全及び良好な景観の保全の観点から、次のような配慮をするものとする。

(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止

- ① 土地の形質の変更は、最小限に留めること。
- ② 敷地排水処理については、周辺に被害を与えないように対策をとること。
- ③ 土砂の流出を防止する対策をとること。
- ④ 立木を伐採する場合は、自然保護に配慮し必要最小限に留めること。
- ⑤ 造成中及び造成後は、裸地の出現を最小限にするよう適切に保護すること。

(2) 生活環境の保全

- ① 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、振動、悪臭、熱、反射等の発生を防止するため必要な対策を実施すること、及び発電設備を敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽するなどの対策を講ずること。
- ② 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることのないよう敷地境界から後退させるなどして視距確保及びパネルからの反射対策を講ずること。

(3) 良好な景観の保全

- ① 主要な眺望景観を阻害することがないように、発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること。
- ② 河川、湖沼等及びその周辺の水辺空間の景観を阻害することがないように、発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること。
- ③ 色彩については、周囲の景観との調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に太陽光パネルは、低反射で模様が目立たないものを使用すること。

(4) その他

- ① 近隣関係者等との協調を保つこと。
- ② 近隣の農林業等に影響が生じないようにすること（工事車両等による農地及び農業用施設の損壊、家畜への影響、騒音、振動、光反射等）。

(事前協議書の届出)

第6条 事業者は、次のいずれかの事項に該当するときは、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事前協議書（第1号様式）に別表第2に掲げる資料を添えて町長に提

出するものとする。

- (1) 事業計画区域がおおむね決定した時点
- (2) 地域住民への説明会を開催する前
- (3) 経済産業省に事業認可申請をする前

(事業計画等の届出)

第7条 事業者は、工事に着手する日の90日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書（第2号様式）に別表第2に掲げる資料を添えて町長に提出するものとする。

(事業の周知等)

第8条 事業者は、事業計画の周知及び説明においては、事業者が周知する範囲を町及び町内会長等に事前相談するとともに、率先して近隣関係者等への説明会の開催、近隣関係者等の意見を聞くなどの対応をする。

2 事業の周知に当たっては、次の方法等により、近隣関係者等との合意形成に努めるものとする。

(1) 説明会の開催

事業者は、計画概要が明らかになった時点において、町と事前協議を行った後に、発電設備設置の施行内容等について、速やかに近隣関係者等に対する説明会を開催するとともに、理解を得られるよう努めること。

(2) 戸別での周知

事業者は、説明会の開催によらない場合は、近隣関係者等に戸別での周知を行うこと。特に登記名簿人が死亡している場合は、相続人代表者及び管理人等へ周知を行うこと。なお、道外の所有者には、資料を郵送し、電話での確認等を行うこととし、所有者等が不明な場合も近隣関係者に聞き取りを行い、それでも不明な場合等は町内会等へ相談するなど周知に努めること。

(3) 周知内容

- ① 計画内容（敷地内の施工方法、パネル設置（方向、反射範囲）等、防護柵設置、標識板設置、排水計画、騒音対策、パワーコンディショナーの位置等）
- ② 施工時の防災計画（土砂流出防止対策、搬入路計画、粉じん対策、工事原因により路面損傷等を引き起こした場合の対応等）
- ③ 維持管理計画（点検回数、除草回数、除草剤使用等、排水施設の土砂除去対応等）
- ④ 災害時の対応（異常気象時の前後の対応、地元からの要請等に対する対応等）

(4) 周知実施報告書の提出

事業者は、説明会等を開催したときは、速やかに周知実施報告書（第3号様式）及び周知が図られたことが分かる次の書類を添付して町長に提出すること。

- ① 周知報告者名簿一覧表（参考様式1）
- ② 説明会議事録（説明会を開催した場合）（参考様式2）

③ 維持管理等計画書（任意様式）

④ 連絡体制図（任意様式）

(5) 標識の掲示

事業者は、国のガイドラインに基づき、発電設備の概要及び連絡先を記載した標識を掲示すること。

(6) 町及び近隣関係者等への対応

事業者は、発電設備の設置及び発電事業に関して、町及び近隣関係者等から環境や景観等に関する申出等があったときは、真摯に対応するとともに、必要に応じ協定書を締結するなどの措置に努めること。また、発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意を持って速やかに対応すること。

(工事着手の届出)

第9条 事業者は、工事に着手する日の7日前までに、工事着手届出書（第4号様式）を町長に提出するものとする。

(事業計画の変更届出)

第10条 事業者は、第7条により提出した計画書（第2号様式）の内容を変更するときは、再生可能エネルギー発電設備の事業計画変更届出書（第5号様式）に別表第2に掲げる資料（変更があった部分に限る。）を添えて町長に提出するものとする。

(事業中止の届出)

第11条 事業者は、第7条により提出した計画書（第2号様式）の事業を中止とするときは、再生可能エネルギー発電設備の設置中止届出書（第6号様式）を町長に提出するものとする。

(設置完了の届出)

第12条 事業者は、設備の設置が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の設置完了届出書（第7号様式）を町長に提出するものとする。

(事業者変更の届出)

第13条 事業者は、第7条により提出した計画書（第2号様式）の事業者が変更（社名変更を含む。）となる場合（事業の承継、事業用地の分譲を含む。）は、速やかに再生可能エネルギー発電設備の事業者の変更届出書（第8号様式）を町長に提出するものとする。この場合において、譲渡契約日以後については、新事業者が事業者変更届出を行うものとする。

(発電設備の廃止の届出)

第14条 事業者は、第7条により提出した計画書（第2号様式）の発電設備を廃止したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書（第9号様式）を町長に提出するものとする。

(発電設備の適切な管理)

第15条 事業者は、発電設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行うものとする。

(1) 敷地内への立入防止

事業者は、資源エネルギー庁が定めた「事業計画策定ガイドライン」に基づき、発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、塀柵等を設置するなど安全対策を講ずること。

(2) 発電設備敷地内の除草及び清掃

① 事業者は、発電設備の敷地内は、できる限り農薬を使用しない方法による除草や清掃を定期的に行うこと。また、農薬等の散布により周辺住民や近隣の農作物への影響が想定される場合は、事前に近隣関係者に対して、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者の連絡先を周知し、承諾を得てから実施すること。

② 農薬散布区域の近隣に住宅、学校及び通学路がある場合は、万が一にも農薬の飛散により住民等が農薬を浴びることのないように散布の時間帯に最大限配慮すること。

③ 農地周辺で農薬散布を行う場合は、作物の収穫等に影響がないように、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の良い日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制する飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

④ 立て看板等の表示により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内へ立ち入らないように周知すること。

(3) 発電設備が破損した場合の対応

事業者は、自然災害やその他の事由により発電設備が破損した場合、被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。

(4) 発電事業終了後の対応

事業者は、発電事業終了後の発電設備をそのまま放置することがないように、速やかに撤去し、原状復帰に努めるなど適切な措置を講ずること。また、発電設備の撤去に当たっては、関係法令に基づいた適切な処理を行うこと。

(5) 事故等が発生した場合の対応

事業者は、自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合は、誠意を持って速やかに対応し、近隣関係者等に二次被害が起こらないようにすること。

(ガイドラインの見直し)

第16条 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により見直すことがある。

附 則

本ガイドラインは、令和6年10月1日から施行する。

別表第1

設置をするのに適当ではない区域

法令等の名称	区域の名称	理 由
自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保護地区 ・特別地域 ・普通地域 	優れた自然の風景地を保全するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため
北海道自然環境等保全条例	<ul style="list-style-type: none"> ・環境緑地保護地区 ・自然景観保護地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区のため ・森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川等の所在する地域のうち良好な自然景観地として保護する必要がある地区のため
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区域内の特別保護地区 	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るための区域のため
森林法	地域森林計画対象民有林 <ul style="list-style-type: none"> ・保安林 ・上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の涵養、土砂流出の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変化等が厳しく規制されているため ・地域森林計画の対象として、様々な公益的機能を持ち、森林吸収源として地球温暖化を防止する機能も持つことから適切な管理を行い、保全に努める森林であるため
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域 ・甲種農地 ・第1種農地 ・第2種農地 	優良農地を確保するため、転用及び開発行為が厳しく制限されている区域のため
景観法	北海道景観計画区域	景観区域のうち、北海道で示す主要な眺望地からの地域の良好な景観資源については、地域を象徴する優れた景観が保たれている地区であり、その景観、眺望を保全することが特に必要であるため
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべり区域及び地すべり地域であって公共の利害に密接な関連を有する区域であり、災害発生により近隣住民等の財産・生命等を脅かすリスクが高いため

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれがある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者等に危害が発生するおそれがあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域 	急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が発生するおそれがあり、警戒区域では警戒避難体制の整備、特別警戒区域では特定の開発行為に関する許可等が必要な区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
文化財保護法	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられているため
北海道文化財保護条例	北海道指定有形文化財、北海道指定有形民俗文化財及び北海道指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な道民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられているため
当麻町文化財保護条例	当麻町指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な町民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられているため
その他	住宅等周辺 100m未満	住宅、学校、診療所、社会福祉施設及び公園周辺は、発電設備設置による居住者等の健康、生活環境へ与える影響の回避が必要であるため

別表第2

各種届出に添付する資料

○ 事前協議書の届出に添付する資料

- 1 位置図
- 2 計画範囲の地籍図（計画地及び隣接地に地番、所有者、地目及び面積を記入し、計画地は赤色で囲む。）
- 3 土地利用計画図面案（造成計画、パネル配置等が分かるもの）
- 4 排水計画案（接続先等が分かる資料、写真等）
- 5 関係地番一覧表（計画予定地の所在地番、地目、面積、所有者が分かるもの）

○ 事業計画の届出に添付する資料

- 1 位置図
- 2 地籍図（計画地及び隣接地に地番、所有者、地目及び面積を記入し、計画地は赤色で囲む。）
- 3 土地利用計画図（太陽光はパネル配置図）
- 4 設置設計図（平面図、断面図）
- 5 給排水計画図（平面図）
- 6 排水施設構造図（平面図、断面図）
- 7 その他町長が必要と認める資料（会社概要、系統接続の同意を証する書類、固定価格買取制度の認定通知書、設置する設備のカタログ、事業実施体制図等）